

# 補助金交付までの手続きの流れ

## ① 事前相談&申請書類の準備

「①商品開発・改良」、「③創業の事業」は、経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。  
申請前に市にご相談ください！

## ② 申請書類を市に提出

書類に不備等あれば、修正をお願いすることがあります。



## ③ 交付決定通知書の受理・事業の実施

交付決定を受けてから事業を開始してください。  
原則として、交付決定日以降に支払った経費が補助金の対象です。

## ④ 事業の完了・実績報告書の提出

事業完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。  
なお、実績報告書は、遅くとも令和9年3月19日まで提出する必要があります。

## ⑤ 確定通知書の受理・補助金の請求

市で実績報告書を確認後、確定通知書を送付します。  
確定通知書に記載の補助金請求可能額を請求してください。



【申請・問い合わせ先】大竹市総務部産業振興課  
住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号  
TEL：0827-59-2131 / FAX：0827-57-0888  
E-mail：sangyo@city.otake.hiroshima.jp

# 地域経済活性化 事業補助金

中小事業者の  
次の3つの取組みに対して  
補助金を交付します。

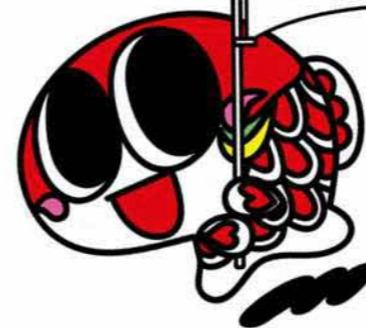
商品  
開発

販路  
拡大

創業

2027年 【申請期限】  
2月26日まで

- 詳しい内容は、内面をご覧ください。
- 補助金を申請したいときは、事前に  
大竹市産業振興課にご相談ください。



市ホームページ



申請書等がダウン  
ロードできます

## 1 商品開発・改良事業

### ● 対象となる事業の要件（全ての要件を満たすこと）

- ①「これまでに市場で販売されていない商品を新たに作り出す事業」または「市場で販売されている商品を改良して商品の価値を高める事業」
- ②開発・改良する商品が「大竹生まれ商品」または「大竹市のふるさと納税の返礼品」の要件を満たすもの

### ● 申請できる中小企業者の要件（全ての要件を満たすこと）

- ①事業を1年以上継続していること。
- ②当該商品の開発等について、支援機関の支援を受けていること。

### ● 補助金の限度額 250万円

### ● その他

商品の開発・改良が1年度で完了しない場合は、2か年まで補助金を受けることができます。

### ● 補助対象経費

原材料・資材等の購入費、機器等のリース料、委託費（デザイン、試作、検査等）など

大竹生まれ商品概要



ふるさと納税返礼品概要



## 2 販路拡大事業

### ● 対象となる事業の要件

- ①新たに商品のパッケージやラベルを作成する事業
- ②事業所または商品を紹介するホームページを作成する事業
- ③事業所または商品の広告・宣伝を行う事業
- ④展示会・商談会などに参加する事業

今年度から対象を拡大し、製造業・建設業・小売業・サービス業などさまざまな業種で利用できるようになりました。

### ● 申請できる中小企業者の要件（全ての要件を満たすこと）

- ①大竹市内で事業を1年以上継続していること。
- ②公益財団法人ひろしま産業振興機構の広島県受注企業ガイドに登録していること（製造業のみ）

### ● 補助金の限度額 10万円（ホームページの作成は25万円）

※ 販路拡大事業の中で複数の事業を実施できますが、限度額は変わりません。

ホームページの作成+他の事業を実施する場合は、全体の限度額が25万円で、そのうちホームページの作成以外の事業には10万円までしか使えません。

### ● 補助対象経費

旅費、広告宣伝費、出展料、委託費（デザイン、ホームページの作成）など

## 3 創業事業

### ● 対象となる事業の要件（全ての要件を満たすこと）

- ①大竹市内で新たに事業を開始すること。
- ②大竹市内に本社または本店を置くこと。
- ③フランチャイズ契約等に基づく事業でないこと。

大竹市内で創業を検討している方は、大竹商工会議所にご相談ください。

【TEL：0827-52-3105】

### ● 申請できる中小企業者の要件（全ての要件を満たすこと）

- ①創業について、支援機関の支援を受けていること。
- ②補助金を申請する年度内に市内で創業する（創業した）こと。
- ③創業の前または創業から1年以内に支援機関が実施する創業に関するセミナーを受講すること。
- ④過去に創業の補助金を受けていないこと。

### ● 補助金の限度額 60万円

### ● 補助対象経費

店舗改装費、家賃（最大6か月分）、機器等のリース料、広告宣伝費、委託費（コンサルタント）など

## 4 共通事項

### ● 注意事項

- ・ 中小企業者に該当しない社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等による事業は、補助金の対象外です。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する許可を必要とする事業は、補助金の対象外です。
- ・ 同一年度では、いずれか1つの事業しか補助を受けられません。
- ・ 補助金の額は、各事業の交付対象経費の1/2（限度額まで）です。
- ・ 市税の滞納がある場合は、補助金は受けられません。

### ● 経営革新等支援機関（支援機関）とは

大竹商工会議所やひろしま産業振興機構などが該当します。一覧は、中小企業庁のホームページで確認できます。

### ● 申請書類

No.	書類	商品開発	販路拡大	創業
1	申請書	○	○	○
2	事業計画書	○	○	○
3	収支計画書	○	○	○
4	見積書の写し	○	○	○
5	支援機関計画確認書	○	-	○
6	誓約書兼承諾書	○	-	○